

引上げ分に係る地方消費税収は、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

社会保障施策とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する施策をいいます。本町においては令和元年度決算における社会保障財源化分 109,268 千円を次の事業に充てています。

(単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県	その他	引き上げ分 地方消費税	その他
社会 福祉	障害者総合支援事業費 (障害福祉サービス、補装具費等)	423,222	316,753	0	39,650	66,819
	私立保育所施設型給付委託費 認定こども園施設型給付費	699,850	483,041	45,191	69,618	102,000
合計		1,123,072	799,794	45,191	109,268	168,819